明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務二四）　二
○国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働三八）　八
○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令（同三九）　三
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産二二）　四
○国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令及び独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令（環境六）　六
〔訓　令〕
○上陸審判規程の一部を改正する訓令（法務一）　九
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務一一二）　二
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一一三）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同一一四）　三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同一一五）　三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同一一六）　四
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同一一七）　四
○特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する件（同一一八）　四
○無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件（同一一九）　五
○端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件（同一二〇）　五
○別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件の一部を改正する件（同一二一）　六
○周波数割当計画の一部を変更する件（同一二二）　六
○九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備の送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件（同一二三）　三
○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同一二四）　三
○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同一二五）　四
○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同一二六）　四
○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働九九）　四
○職業能力開発促進法第十五条の八第一項及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三条第一項の規定に基づく計画の一部を改正する件（同一〇〇）　五
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産五七二～五八九）　五
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく同号の業種を指定する件（経済産業六四）　五
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通四二〇～四二四）　六
○釧路空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同四二五）　七
○仙台空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同四二六）　七
○新潟空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同四二七）　七
○佐賀空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同四二八）　七
○道路運送法第十一条第三項の規定に基づく一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等の一部を改正する件（同四二九）　七
○気象庁予報警報規程の一部を改正する件（気象庁四）　七
○都市計画に関する件（関東地方整備局七九～九三）　七
○道路に関する件（同九四）　八
○都市計画に関する件（中部地方整備局五五）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同五六）　八
○道路に関する件（九州地方整備局四五）　八
○道路に関する件（北海道開発局四一）　八
○道路に関する件（沖縄総合事務局二〇～二三）　八

（以下次のページへ続く）